## 令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人鳥取こども学園		
監査の種類	社会福祉法人指導監査		
監査実施日	令和6年1月17日及び18日		
実地・書面の別	実地		
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課		

### 総評

- ・ 利益相反取引に当たる契約について、理事会決議を受けていないものが見受けられたので、契約の適否について理事会の承認を受けること。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき適切な会計処理を行うこと。
- ・ 前回の指導監査で指摘した事項で未改善のものがあるので、改善のための措置を 講じること。

### 文書指摘事項

# 1 前理事長と賃貸借契約を平成21年7月19日付けで締結している自立支援ホーム鳥取フレンドの建物について、前理事長死去後、同建物の相続人である理事長との間で令和5年10月に賃貸借契約を再締結しているが、利益相反取引であるにもかかわらず、理事会の承認を受けていなかった。

ついては、本件契約は利益相反取引に当たる ため、理事会において契約につき重要な事実を 開示し、契約の必要性及び妥当性、価格の妥当 性、特定の理事に対する特別の利益の供与に当 たるか否かを検討した上で、当該利益相反取引 の適否について理事会の承認を受けること。

なお、本件利益相反取引の承認に当たっては、賃借料が平成 21 年以降見直されていないことから、賃借料の妥当性を含め検討を行うこと。

おって、承認に当たっては、利害関係を有する理事は議決に参加できないので留意すること。

(法第 45 条の 16 第 4 項において準用する 一般法人法第 84 条) (入札契約通知 1 (4))

2 月次試算表について、統括会計責任者及び理事長への提出が遅延している月があった。

ついては、会計責任者は、拠点区分ごとに毎 月末日における月次試算表を作成し、翌月 10 日 までに統括会計責任者に提出するとともに、統 括会計責任者は、各事業区分合計及び法人全体 の月次試算表を作成し、翌月 15 日までに理事 長に提出すること。

# 是正・改善状況報告

令和6年2月21日開催の第7 回理事会において、当該理事退 席後、本件契約の指摘内容につ いて事務局案を提示した上で検 討していただき、契約の必要性 及び妥当性、契約額について確 認し、利益相反取引の承認を決 議した。

3月のみ時期をずらして処理 していたが、経理規程の設定を 25日、末日に変更し改善した。 (令和6年3月27日理事会にて 決議)

	た 15 - 上//10124 5 日 2 - 三共 (時)	
	なお、本件は前々回も口頭指摘しているので	
	必ず改善すること。	
	(経理規程第 32 条)	
3	社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算	積立金についても予め予測し
	準拠主義が求められるところ、決算額が予算額	て補正予算を調製する。
	と大きく乖離している科目があった。	
	ついては、予算変更の必要がある場合には、	
	必要額を精査した上で補正予算を調製し、理事	
	会の承認を受けること。	
	なお、補正予算を調製することを要しない軽	
	微な乖離の範囲については、あらかじめ経理規	
	程細則等で定めることが望ましい。	
	おって、本件は前回も文書指摘しており、そ	
	の際貴法人は「決算額と予算額が大きく乖離し	
	ないよう補正予算を調製する。」と回答してい	
	るものの改善されていないので、必ず改善する	
	(留意事項2 (2))(定款第33条)	
	(経理規程第21条)	
4	計算書類の附属明細書について、次の不備が	入力洩れのため正確に作成す
	あった。	るよう努める。
	・補助金事業等収益明細書について、施設の	
	区分に計上された保育環境改善等事業費	
	補助金及び鳥取方式の芝生化促進事業が	
	国庫補助金等特別積立金として積み立て	
	られているにもかかわらず、「うち国庫補	
	助金等特別積立金積立額」欄に金額が記載	
	されていなかった。	
	ついては、附属明細書は定められた記載方法	
	に従って適切に作成すること。	
	(運用上の取扱い 26 (1))	
5	その他の固定資産の建物及び建物附属設備	正確な入力に努め、整合性を
	の令和4年度末の価額が、以下のとおり財産目	図る。
	録と法人単位貸借対照表で一致していない。	
	① 建物	
	法人単位貸借対照表 17,741,751 円	
	財産目録 16,358,065円	
	② 建物附属設備	
	法人単位貸借対照表 計上なし	
	財産目録 1,383,686円	
	ついては、誤りを修正の上、貸借対照表と財	
	産目録の整合性を図ること。	
	(会計省令第25条) (運用上の取扱い27)	